

令和4年（2022年）

第7回可児市議会定例会議案

令和4年11月30日

目 次

議案第66号	令和4年度可児市一般会計補正予算（第7号）について	1
議案第67号	令和4年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について	1
議案第68号	可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第69号	可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第70号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	7
議案第71号	可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第72号	可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第73号	可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第74号	指定管理者の指定について	65

議案第66号

令和4年度可児市一般会計補正予算（第7号）について

令和4年度可児市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定める。

令和4年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

議案第67号

令和4年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和4年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

議案第68号

可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

可児市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市部設置条例の一部を改正する条例

可児市部設置条例（昭和62年可児市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p><u>企画部</u></p> <p>総務部</p> <p><u>観光経済部</u></p> <p><u>文化スポーツ部</u></p> <p><u>市民部</u></p> <p>福祉部</p> <p>(略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(i) <u>市長公室</u></p> <p>ア <u>秘書に関すること。</u></p> <p>イ <u>職員の人事、給与等に関するこ</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p><u>市政企画部</u></p> <p>総務部</p> <p><u>経済交流部</u></p> <p><u>市民文化部</u></p> <p>福祉部</p> <p>(略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

と。

ウ 広報広聴に関すること。

エ 広報戦略に関すること。

オ 重要施策の企画及び調整に関する
こと。

(2) 企画部

ア (略)

イ 広域行政に関すること。

ウ 統計に関すること。

エ 予算及び財政一般に関すること。

オ 行政改革に関すること。

(3) 総務部

ア～ウ (略)

エ 情報化の推進及び情報システムの
管理に関すること。

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

サ (略)

(4) 観光経済部

ア (略)

イ 企業立地に関すること。

ウ (略)

エ (略)

(1) 市政企画部

ア (略)

イ 行政改革に関すること。

ウ 広域行政に関すること。

エ 秘書に関すること。

オ 予算及び財政一般に関すること。

カ 職員の人事、給与等に関する
こと。

キ 広報広聴及び広報戦略に関する
こと。

ク 統計に関すること。

ケ 情報化の推進及び情報システムの
管理に関すること。

(2) 総務部

ア～ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

(3) 経済交流部

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ 文化財及び歴史資産に関するこ

<p>オ <u>国際交流に関すること。</u></p> <p>(5) <u>文化スポーツ部</u></p> <p>ア <u>文化芸術に関すること。</u></p> <p>イ <u>スポーツの振興に関すること。</u></p> <p>ウ <u>文化財及び歴史資産に関すること。</u></p> <p>(6) <u>市民部</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 多文化共生に関すること。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>こども健康部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>保育に関すること。</u></p> <p>ウ <u>児童及び家庭に関すること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p><u>と。</u></p> <p>オ <u>企業立地に関すること。</u></p> <p>(4) <u>市民文化部</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 多文化共生<u>及び国際交流</u>に関する こと。</p> <p>カ <u>文化芸術に関すること。</u></p> <p>キ <u>スポーツの振興に関すること。</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>こども健康部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>児童及び家庭に関すること。</u></p> <p>ウ <u>保育に関すること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>
---	--

附 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第69号

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の</u></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の</u></p>

162.5」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」とする。

第10条（略）

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項の規定の適用については、同項中「再任用短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員」とあるのは、「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第8条第2項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

別表（第7条関係）

号給	給料月額（円）
1	375,000
（略）	

165」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」とする。

第10条（略）

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員」とあるのは、「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第8条第2項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

別表（第7条関係）

号給	給料月額（円）
1	376,000
（略）	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条に規定する短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

議案第70号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正)

第1条 可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例(平成28年可児市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集)</p> <p>第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成28年7月1日から施行する。</p>	<p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集)</p> <p>第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この条例は、平成28年7月1日から施行する。</p> <p><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p><u>2</u> <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条第1号の規定</u></p>

の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「20年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	16年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	17年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	18年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	19年

(可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年可児市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 可児市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 可児市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>

(5) (略)	(6) (略)
---------	---------

(可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年可児市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p>

(可児市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 可児市職員の定年等に関する条例（昭和59年可児市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第7条から第11条までにおいて同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の

事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、可児市給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管

理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条から第11条までにおいて「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）

（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適正を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合

を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市の規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算

して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、可茂衛生施設利用組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市の規則で定める。

付 則
1 及び 2 （略）

付 則
1 及び 2 （略）
（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年可児町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上<u>6月</u>以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例（令和元年可児市条例第21号）第8条に規定する時間外勤務に係る報酬の額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（停職の効果）</p> <p>第5条 停職の期間は、1日以上<u>6月</u>以下とする。</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上<u>6箇月</u>以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例（令和元年可児市条例第21号）第8条に規定する時間外勤務に係る報酬の額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（停職の効果）</p> <p>第5条 停職の期間は、1日以上<u>6箇月</u>以下とする。</p> <p>2及び3 （略）</p>

（可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以</u></p>	<p style="text-align: center;">（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u></p>

下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4及び5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市の規則の定めるところにより、4

の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4及び5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市の規則の定めるところにより、4

週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては8以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数）

(2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては8以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数）

(2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

（可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 可児市職員の育児休業等に関する条例（平成4年可児市条例第1号）の一部を次

のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)</p>

<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>
---	---

(可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第8条 可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年可児町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当及び住居手当を除いたもの</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当及び住居手当を除いたもの</p>

(可児市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 可児市職員の旅費に関する条例（昭和36年可児町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「何級の職務」という場合には、可児市職員の給与支給に関する条例第3条第1項に規定する行政職給料表(一)による当該級の職務及び行政職給料表(一)の適用を受けないものについては、規則で定めるこれに相当する職務をいうものとし、<u>再任用職員</u>については、行政職給料表(一)2級以下の職務にある者として、取り扱うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「何級の職務」という場合には、可児市職員の給与支給に関する条例第3条第1項に規定する行政職給料表(一)による当該級の職務及び行政職給料表(一)の適用を受けないものについては、規則で定めるこれに相当する職務をいうものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、行政職給料表(一)2級以下の職務にある者として、取り扱うものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

(可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年可児町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第18条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の給与については、可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例(令和元年可児市条例第21号)の規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第18条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の給与については、可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例(令和元年可児市条例第21号)の規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p>

<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条、第6条及び第6条の3の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条、第6条及び第6条の3の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>第18条第1項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員について準用する。</u></p> <p>3 <u>職員（地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された者を除く。）が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）付則第21項の規定の例により管理者が別に定める。</u></p>
---	---

(可児市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 可児市職員の再任用に関する条例（平成13年可児市条例第3号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第4条の規定による改正前の可児市職員の定年等に関する条例（昭和59年可児市条例第19号）（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第4条の規定による改正後の可児市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市の規則で定める職にあっては、市の規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前

条第1項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、可茂衛生施設利用組合における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、可茂衛生施設利用組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項における採用においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項における採用においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、可茂衛生施設利用組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく

選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、可茂衛生施設利用組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項における採用においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の可児市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の規

定を適用する。

（可児市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の可児市職員の旅費に関する条例の規定を適用する。

議案第71号

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年可児町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第72号

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225を乗じて得た額</u>に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220を乗じて得た額</u>に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第73号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(i) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(i) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）</u>、<u>12月に</u></p>

<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）、12月に支給する場合においては100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
--	--

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表第1のように改める。

第3条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第5条の2 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる額（育児短時間勤務の承認を受けた場合（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった場合を含む。）にあつては、当該額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。</u></p> <p>2 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にか</u></p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第5条の2 <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>

かわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給)

第6条 職員の昇給は、市の規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市の規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として市の規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び育児任期付短時間勤務職員の給料月額にあっては、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

3～6 (略)

(通勤手当)

第13条 職員には、その通勤距離に応じ、通勤手当を支給する。ただし、その支給月額は、40,000円を超えることはできない。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間外

(昇給)

第6条 職員の昇給は、市の規則で定める日に、同日前において市長が定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市の規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として市の規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び育児任期付短時間勤務職員の給料月額にあっては、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

3～6 (略)

(通勤手当)

第13条 職員には、その通勤距離に応じ、通勤手当を支給する。ただし、その支給月額は、55,000円を超えることはできない。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間外

に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外でした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外でした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外でした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市の規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時

に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外でした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間と勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外でした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外でした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市の規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時

間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する市の規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額(当該時間が第1項に規定する育児短時間勤務職員等が第1項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合)にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額)の時間外勤務手当を支給するこ

間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する市の規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額(当該時間が第1項に規定する育児短時間勤務職員等が第1項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合)にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額)の時間外勤務手当を

とを要しない。

6 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とする。

4及び5 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の属する年度の前年度におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従っ

支給することを要しない。

6 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とする。

4及び5 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の属する年度の前年度における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれの基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従っ

て定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）、12月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）、12月に支給する場合においては100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第23条の3 （略）

2 第10条から第12条まで及び第12条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

3 （略）

て定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第23条の3 （略）

2 第5条第3項及び第4項、第6条、第10条から第12条まで並びに第12条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 （略）

付 則

1～8 (略)

9 当分の間、第15条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（市の規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための勤務時間条例第13条に規定する病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（市の規則で定める場合にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、市の規則で定める手当の算定については、当該職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

10～18 (略)

19 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、前2項の規定の適用によりその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員（市の規則で定める職員を除く。）には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額からその半額（その額が10,000円を超える場合にあつては、10,000円）を減じた額を給料として支給する。

20 (略)

付 則

1～8 (略)

9 当分の間、第15条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（市の規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための勤務時間条例第13条に規定する病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（市の規則で定める場合には、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、市の規則で定める手当の算定については、当該職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

10～18 (略)

19 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、前2項の規定の適用によりその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員（市の規則で定める職員を除く。）には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額からその半額（その額が10,000円を超える場合には、10,000円）を減じた額を給料として支給する。

20 (略)

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項

の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 可児市職員の定年等に関する条例（昭和59年可児市条例第19号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 可児市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

23 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の

端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市の規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 付則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 付則第23項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第5項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

28 付則第21項から前項までに定めるもののほか、付則第21項の規定による給料月額、付則第23項の規定による給料その他付則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第4条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表第2のように改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第4条及び附則第3条から第10条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条及び第2条の規定による改正後の可児市職員の給与支給に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の可児市職員の給与支給に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

第3条 第3条及び第4条の規定による改正後の可児市職員の給与支給に関する条例（以下「第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例」という。）付則第21項から第28項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年可児市条例第●号）附則第2条の規定により勤務している職員には適用しない。

第4条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）（暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例第5条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第3条第1

項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第5条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第6条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例第16条第2項の規定を適用する。

第8条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例第21条第3項の規定を適用する。

第9条 第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第10条 第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例第6条第2項及び第4項から第6項まで、第10条から第12条まで並びに第12条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

別表第1（第2条関係）
別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	

41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	

88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200		
94		294,900	342,600	381,400	393,300	412,500		
95		295,200	343,100	381,800	393,600	412,800		
96		295,600	343,500	382,200	393,800	413,000		
97		295,800	343,700	382,500	394,000	413,200		
98		296,100	344,100	382,900	394,300	413,500		
99		296,500	344,500	383,300	394,600	413,800		
100		296,900	344,800	383,700	394,800	414,000		
101		297,100	345,100	384,000	395,000	414,200		
102		297,400	345,500	384,400	395,300	414,500		
103		297,800	345,900	384,800	395,600	414,800		
104		298,100	346,300	385,200	395,800	415,000		
105		298,300	346,800	385,500	396,000	415,200		
106		298,600	347,200	385,900	396,300	415,500		
107		299,000	347,600	386,300	396,600	415,800		
108		299,300	348,000	386,700	396,800	416,000		
109		299,500	348,500	387,000	397,000			
110		299,900	348,900	387,400				
111		300,300	349,200	387,800				
112		300,600	349,500	388,200				
113		300,800	350,000	388,500				
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員	—	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700
	2	171,300	198,900	245,400	266,600
	3	172,800	200,900	247,200	267,500
	4	174,200	202,800	249,000	268,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900
	6	177,100	206,900	251,700	269,900
	7	178,600	209,100	252,800	270,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500
	9	181,300	213,200	254,900	272,600
	10	183,000	214,600	255,800	273,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200
	12	186,100	217,200	257,500	275,200
	13	187,500	218,600	258,600	276,200
	14	189,500	220,000	259,600	277,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300
	17	195,500	224,100	261,800	280,600
	18	197,500	225,600	262,700	281,800
	19	199,500	227,100	263,500	282,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000
	21	203,500	229,700	265,200	285,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100
	23	207,500	233,100	266,800	288,400
	24	209,600	234,700	267,600	289,700
	25	211,200	236,000	268,600	290,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600
	29	216,200	242,700	272,500	296,600
	30	217,300	244,100	273,700	298,000
	31	218,600	245,400	275,200	299,400
	32	219,700	246,500	276,500	300,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300
	34	222,300	248,600	279,400	303,800
	35	223,600	249,500	280,600	305,400
	36	224,900	250,500	281,800	307,000
	37	226,000	251,200	283,300	308,300
	38	227,400	252,200	284,500	309,700
	39	228,700	253,100	285,900	311,100
	40	230,100	254,100	287,100	312,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	

42	232,400	255,400	289,400	315,600
43	233,700	256,200	290,700	317,000
44	235,100	256,900	292,100	318,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300
46	237,700	258,400	294,800	320,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600
49	241,200	260,900	298,900	324,700
50	242,300	261,800	300,200	326,100
51	243,300	262,700	301,400	327,400
52	244,300	263,700	302,800	328,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100
54	246,000	266,000	305,500	331,500
55	246,900	267,300	306,900	332,900
56	247,800	268,600	308,300	334,200
57	248,500	270,000	309,100	335,100
58	249,500	271,500	310,300	336,400
59	250,100	272,900	311,500	337,600
60	250,900	274,300	312,900	338,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000
62	252,500	276,900	315,300	340,900
63	253,300	278,300	316,600	342,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400
65	254,800	280,500	319,100	344,500
66	255,500	281,800	320,400	345,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900
68	257,000	284,400	323,000	348,000
69	257,800	285,500	323,700	349,000
70	258,600	287,000	324,800	350,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100
72	260,500	289,900	326,800	352,200
73	261,800	290,900	328,100	353,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100
75	264,200	293,500	329,900	355,200
76	265,300	294,800	331,100	356,300
77	266,200	296,200	332,200	357,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800
79	268,400	298,700	334,500	358,600
80	269,400	300,000	335,700	359,300
81	270,300	300,500	336,800	359,900
82	271,200	301,700	337,900	360,400
83	272,200	302,800	338,900	361,000
84	273,100	304,000	340,000	361,500
85	273,900	305,100	340,900	362,100
86	274,700	306,300	341,900	362,600
87	275,600	307,500	342,800	363,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700

89	277,300	309,900	344,800	364,100	
90		311,100	345,600	364,500	
91		312,300	346,400	365,100	
92		313,500	347,200	365,600	
93		314,300	347,800	365,900	
94		315,000	348,400	366,400	
95		315,700	349,100	366,800	
96		316,300	349,700	367,100	
97		317,000	350,100	367,700	
98		317,300	350,500	368,200	
99		317,900	351,000	368,700	
100		318,600	351,400	369,200	
101		319,000	351,900	369,800	
102		319,600	352,300	370,300	
103		320,200	352,800	370,800	
104		320,800	353,200	371,200	
105		321,200	353,500	371,800	
106		321,700	354,000	372,300	
107		322,200	354,400	372,800	
108		322,700	354,700	373,300	
109		323,100	355,200	373,900	
110		323,500	355,700	374,300	
111		323,800	356,200	374,800	
112		324,100	356,700	375,300	
113		324,500	357,200	375,900	
114		324,900	357,700		
115		325,300	358,200		
116		325,600	358,600		
117		325,800	359,000		
118		326,100	359,400		
119		326,500	359,900		
120		326,700	360,400		
121		326,900	360,800		
122		327,200	361,300		
123		327,500	361,800		
124		327,800	362,300		
125		328,000	362,600		
126		328,300			
127		328,700			
128		328,900			
129		329,100			
再任用職員	—	235,100	255,400	262,600	272,800

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600
	2	165,300	214,600	259,400	280,000
	3	166,500	216,400	260,800	281,600
	4	167,700	218,100	262,300	282,900
	5	168,600	219,800	263,200	284,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300
	7	171,500	223,400	265,800	288,100
	8	172,900	225,100	267,100	290,100
	9	174,100	226,800	268,300	292,000
	10	175,500	228,300	269,400	294,000
	11	176,900	229,700	270,700	296,100
	12	178,300	231,100	271,600	298,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800
	16	183,700	237,300	276,800	305,900
	17	185,200	238,700	278,400	307,800
	18	186,700	240,300	280,200	309,800
	19	188,400	241,800	281,800	311,500
	20	189,900	243,300	283,300	313,200
	21	191,200	244,100	284,800	315,100
	22	192,800	245,400	286,600	317,200
	23	194,500	246,700	288,000	319,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500
	25	197,700	249,300	291,300	323,500
	26	199,400	250,900	292,800	325,500
	27	201,200	252,400	294,500	327,600
	28	202,900	254,000	296,100	329,600
	29	204,700	255,400	297,200	331,400
	30	206,100	256,700	298,500	333,500
	31	207,600	257,800	300,000	335,400
	32	209,000	259,100	301,400	337,500
	33	210,200	260,400	302,900	339,100
	34	211,500	261,400	304,500	341,000
	35	212,800	262,700	306,000	342,800
	36	213,900	263,700	307,600	344,700
	37	215,100	264,900	309,100	345,900
	38	216,500	266,100	310,600	347,800
	39	217,900	267,300	312,000	349,700
	40	219,300	268,500	313,600	351,500
41	220,300	269,900	314,900	353,400	

42	221,500	271,400	316,500	355,200
43	222,600	272,900	318,000	357,000
44	223,800	274,300	319,500	358,700
45	224,600	275,900	320,500	360,500
46	225,700	277,400	321,700	361,900
47	226,600	278,900	322,900	363,400
48	227,500	280,400	324,100	364,800
49	228,200	281,800	325,100	365,800
50	229,100	283,200	326,100	366,900
51	230,200	284,700	327,000	368,000
52	231,000	286,000	328,000	369,100
53	231,400	287,200	328,900	370,000
54	232,500	288,300	329,600	370,600
55	233,100	289,500	330,400	371,400
56	233,700	290,800	331,200	372,200
57	234,500	292,200	331,800	373,000
58	235,200	293,600	332,300	373,800
59	236,000	295,100	332,900	374,600
60	236,700	296,600	333,400	375,400
61	237,500	297,700	333,900	376,300
62	238,100	299,200	334,100	377,000
63	238,700	300,400	334,700	377,700
64	239,200	301,900	335,300	378,400
65	240,000	303,000	335,600	378,700
66	241,000	304,300	336,100	379,300
67	242,000	305,400	336,600	379,900
68	242,900	306,700	337,100	380,600
69	243,900	307,400	337,600	381,000
70	245,000	308,500	338,100	381,700
71	245,900	309,700	338,500	382,300
72	246,600	310,900	339,000	382,900
73	247,200	312,200	339,200	383,300
74	248,200	312,900	339,700	383,900
75	249,200	313,600	340,200	384,500
76	250,000	314,200	340,700	385,100
77	250,800	315,000	341,000	385,500
78	251,800	315,700	341,400	386,000
79	252,700	316,400	341,900	386,500
80	253,500	317,100	342,300	387,100
81	254,400	317,400	342,500	387,600
82	255,000	317,700	342,800	388,000
83	255,800	318,300	343,300	388,400
84	256,600	318,600	343,700	388,800
85	257,200	319,000	344,000	389,000
86	258,000	319,300	344,300	389,200
87	258,700	319,700	344,800	389,500
88	259,600	320,000	345,200	389,800

	89	260,200	320,500	345,500	390,000
	90	261,000	320,900	345,900	390,300
	91	261,800	321,200	346,300	390,600
	92	262,600	321,500	346,500	390,800
	93	263,000	322,000	346,800	391,000
	94	263,700	322,400		
	95	264,200	322,600		
	96	264,900	323,000		
	97	265,600	323,400		
	98	266,300	323,800		
	99	267,000	324,200		
	100	267,700	324,600		
	101	268,200	324,800		
	102		325,100		
	103		325,400		
	104		325,700		
	105		326,100		
	106		326,300		
	107		326,600		
	108		327,000		
	109		327,400		
	110		327,700		
	111		328,100		
	112		328,400		
	113		328,700		
	114		329,100		
	115		329,400		
	116		329,600		
	117		329,800		
	118		330,100		
	119		330,500		
	120		330,900		
	121		331,100		
再任用職員	—	201,500	241,000	255,300	288,400

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第2（第4条関係）
別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	

41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	

	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
	94		294,900	342,600	381,400	393,300	412,500
	95		295,200	343,100	381,800	393,600	412,800
	96		295,600	343,500	382,200	393,800	413,000
	97		295,800	343,700	382,500	394,000	413,200
	98		296,100	344,100	382,900	394,300	413,500
	99		296,500	344,500	383,300	394,600	413,800
	100		296,900	344,800	383,700	394,800	414,000
	101		297,100	345,100	384,000	395,000	414,200
	102		297,400	345,500	384,400	395,300	414,500
	103		297,800	345,900	384,800	395,600	414,800
	104		298,100	346,300	385,200	395,800	415,000
	105		298,300	346,800	385,500	396,000	415,200
	106		298,600	347,200	385,900	396,300	415,500
	107		299,000	347,600	386,300	396,600	415,800
	108		299,300	348,000	386,700	396,800	416,000
	109		299,500	348,500	387,000	397,000	
	110		299,900	348,900	387,400		
	111		300,300	349,200	387,800		
	112		300,600	349,500	388,200		
	113		300,800	350,000	388,500		
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
							356,800

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700
	2	171,300	198,900	245,400	266,600
	3	172,800	200,900	247,200	267,500
	4	174,200	202,800	249,000	268,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900
	6	177,100	206,900	251,700	269,900
	7	178,600	209,100	252,800	270,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500
	9	181,300	213,200	254,900	272,600
	10	183,000	214,600	255,800	273,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200
	12	186,100	217,200	257,500	275,200
	13	187,500	218,600	258,600	276,200
	14	189,500	220,000	259,600	277,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300
	17	195,500	224,100	261,800	280,600
	18	197,500	225,600	262,700	281,800
	19	199,500	227,100	263,500	282,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000
	21	203,500	229,700	265,200	285,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100
	23	207,500	233,100	266,800	288,400
	24	209,600	234,700	267,600	289,700
	25	211,200	236,000	268,600	290,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600
	29	216,200	242,700	272,500	296,600
	30	217,300	244,100	273,700	298,000
	31	218,600	245,400	275,200	299,400
	32	219,700	246,500	276,500	300,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300
	34	222,300	248,600	279,400	303,800
	35	223,600	249,500	280,600	305,400
	36	224,900	250,500	281,800	307,000
	37	226,000	251,200	283,300	308,300
	38	227,400	252,200	284,500	309,700
	39	228,700	253,100	285,900	311,100
	40	230,100	254,100	287,100	312,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	

42	232,400	255,400	289,400	315,600
43	233,700	256,200	290,700	317,000
44	235,100	256,900	292,100	318,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300
46	237,700	258,400	294,800	320,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600
49	241,200	260,900	298,900	324,700
50	242,300	261,800	300,200	326,100
51	243,300	262,700	301,400	327,400
52	244,300	263,700	302,800	328,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100
54	246,000	266,000	305,500	331,500
55	246,900	267,300	306,900	332,900
56	247,800	268,600	308,300	334,200
57	248,500	270,000	309,100	335,100
58	249,500	271,500	310,300	336,400
59	250,100	272,900	311,500	337,600
60	250,900	274,300	312,900	338,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000
62	252,500	276,900	315,300	340,900
63	253,300	278,300	316,600	342,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400
65	254,800	280,500	319,100	344,500
66	255,500	281,800	320,400	345,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900
68	257,000	284,400	323,000	348,000
69	257,800	285,500	323,700	349,000
70	258,600	287,000	324,800	350,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100
72	260,500	289,900	326,800	352,200
73	261,800	290,900	328,100	353,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100
75	264,200	293,500	329,900	355,200
76	265,300	294,800	331,100	356,300
77	266,200	296,200	332,200	357,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800
79	268,400	298,700	334,500	358,600
80	269,400	300,000	335,700	359,300
81	270,300	300,500	336,800	359,900
82	271,200	301,700	337,900	360,400
83	272,200	302,800	338,900	361,000
84	273,100	304,000	340,000	361,500
85	273,900	305,100	340,900	362,100
86	274,700	306,300	341,900	362,600
87	275,600	307,500	342,800	363,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700

	89	277,300	309,900	344,800	364,100
	90		311,100	345,600	364,500
	91		312,300	346,400	365,100
	92		313,500	347,200	365,600
	93		314,300	347,800	365,900
	94		315,000	348,400	366,400
	95		315,700	349,100	366,800
	96		316,300	349,700	367,100
	97		317,000	350,100	367,700
	98		317,300	350,500	368,200
	99		317,900	351,000	368,700
	100		318,600	351,400	369,200
	101		319,000	351,900	369,800
	102		319,600	352,300	370,300
	103		320,200	352,800	370,800
	104		320,800	353,200	371,200
	105		321,200	353,500	371,800
	106		321,700	354,000	372,300
	107		322,200	354,400	372,800
	108		322,700	354,700	373,300
	109		323,100	355,200	373,900
	110		323,500	355,700	374,300
	111		323,800	356,200	374,800
	112		324,100	356,700	375,300
	113		324,500	357,200	375,900
	114		324,900	357,700	
	115		325,300	358,200	
	116		325,600	358,600	
	117		325,800	359,000	
	118		326,100	359,400	
	119		326,500	359,900	
	120		326,700	360,400	
	121		326,900	360,800	
	122		327,200	361,300	
	123		327,500	361,800	
	124		327,800	362,300	
	125		328,000	362,600	
	126		328,300		
	127		328,700		
	128		328,900		
	129		329,100		
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600
	2	165,300	214,600	259,400	280,000
	3	166,500	216,400	260,800	281,600
	4	167,700	218,100	262,300	282,900
	5	168,600	219,800	263,200	284,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300
	7	171,500	223,400	265,800	288,100
	8	172,900	225,100	267,100	290,100
	9	174,100	226,800	268,300	292,000
	10	175,500	228,300	269,400	294,000
	11	176,900	229,700	270,700	296,100
	12	178,300	231,100	271,600	298,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800
	16	183,700	237,300	276,800	305,900
	17	185,200	238,700	278,400	307,800
	18	186,700	240,300	280,200	309,800
	19	188,400	241,800	281,800	311,500
	20	189,900	243,300	283,300	313,200
	21	191,200	244,100	284,800	315,100
	22	192,800	245,400	286,600	317,200
	23	194,500	246,700	288,000	319,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500
	25	197,700	249,300	291,300	323,500
	26	199,400	250,900	292,800	325,500
	27	201,200	252,400	294,500	327,600
	28	202,900	254,000	296,100	329,600
	29	204,700	255,400	297,200	331,400
	30	206,100	256,700	298,500	333,500
	31	207,600	257,800	300,000	335,400
	32	209,000	259,100	301,400	337,500
	33	210,200	260,400	302,900	339,100
	34	211,500	261,400	304,500	341,000
	35	212,800	262,700	306,000	342,800
	36	213,900	263,700	307,600	344,700
	37	215,100	264,900	309,100	345,900
	38	216,500	266,100	310,600	347,800
	39	217,900	267,300	312,000	349,700
	40	219,300	268,500	313,600	351,500
41	220,300	269,900	314,900	353,400	

42	221,500	271,400	316,500	355,200
43	222,600	272,900	318,000	357,000
44	223,800	274,300	319,500	358,700
45	224,600	275,900	320,500	360,500
46	225,700	277,400	321,700	361,900
47	226,600	278,900	322,900	363,400
48	227,500	280,400	324,100	364,800
49	228,200	281,800	325,100	365,800
50	229,100	283,200	326,100	366,900
51	230,200	284,700	327,000	368,000
52	231,000	286,000	328,000	369,100
53	231,400	287,200	328,900	370,000
54	232,500	288,300	329,600	370,600
55	233,100	289,500	330,400	371,400
56	233,700	290,800	331,200	372,200
57	234,500	292,200	331,800	373,000
58	235,200	293,600	332,300	373,800
59	236,000	295,100	332,900	374,600
60	236,700	296,600	333,400	375,400
61	237,500	297,700	333,900	376,300
62	238,100	299,200	334,100	377,000
63	238,700	300,400	334,700	377,700
64	239,200	301,900	335,300	378,400
65	240,000	303,000	335,600	378,700
66	241,000	304,300	336,100	379,300
67	242,000	305,400	336,600	379,900
68	242,900	306,700	337,100	380,600
69	243,900	307,400	337,600	381,000
70	245,000	308,500	338,100	381,700
71	245,900	309,700	338,500	382,300
72	246,600	310,900	339,000	382,900
73	247,200	312,200	339,200	383,300
74	248,200	312,900	339,700	383,900
75	249,200	313,600	340,200	384,500
76	250,000	314,200	340,700	385,100
77	250,800	315,000	341,000	385,500
78	251,800	315,700	341,400	386,000
79	252,700	316,400	341,900	386,500
80	253,500	317,100	342,300	387,100
81	254,400	317,400	342,500	387,600
82	255,000	317,700	342,800	388,000
83	255,800	318,300	343,300	388,400
84	256,600	318,600	343,700	388,800
85	257,200	319,000	344,000	389,000
86	258,000	319,300	344,300	389,200
87	258,700	319,700	344,800	389,500
88	259,600	320,000	345,200	389,800

	89	260,200	320,500	345,500	390,000
	90	261,000	320,900	345,900	390,300
	91	261,800	321,200	346,300	390,600
	92	262,600	321,500	346,500	390,800
	93	263,000	322,000	346,800	391,000
	94	263,700	322,400		
	95	264,200	322,600		
	96	264,900	323,000		
	97	265,600	323,400		
	98	266,300	323,800		
	99	267,000	324,200		
	100	267,700	324,600		
	101	268,200	324,800		
	102		325,100		
	103		325,400		
	104		325,700		
	105		326,100		
	106		326,300		
	107		326,600		
	108		327,000		
	109		327,400		
	110		327,700		
	111		328,100		
	112		328,400		
	113		328,700		
	114		329,100		
	115		329,400		
	116		329,600		
	117		329,800		
	118		330,100		
	119		330,500		
	120		330,900		
	121		331,100		
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額 円 201,500	基準給料月額 円 241,000	基準給料月額 円 255,300	基準給料月額 円 288,400

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

議案第74号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 指定管理者を指定する施設 | 可児市多文化共生センター |
| 2 | 指定管理者の名称等 | 可児市下恵土1185番地7
特定非営利活動法人可児市国際交流協会
理事長 渡邊 孝夫 |
| 3 | 指定の期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |